

11月も終わりを迎え、クリスマスや新年のニュースを耳にする季節となりました。コロナ禍の中とはいえ、昨年度と比べて、少しずつ学校行事も戻ってきている部分も感じます。そんな中、各学年の展示販売会では一人ひとりが役割を担って準備・当日・片付けの取り組みを行っていました。校内の仕事や各行事での係分担も、進路的な学習の大事な一つです。なかなか全校的な行事ができない今だからこそ、一つ一つの経験を大切にしていきたいものです。今号は就労アセスメントと相談支援事業所についてのお知らせです。

## 就労アセスメントについて



就労アセスメントは、障害者がそれぞれに最も適した「働く場」に円滑に移行できるようにするための支援であり、障害者がそれぞれの「働く場」で安定して働き続けられ、働く力を伸ばしていけるようにするための支援のために行うものです。（就労アセスメントによって進路先が決まるわけではありません。）自治体によって、実施時期や実施方法が異なります。今号は中野区と新宿区です。

また、下記の表は今年度のもので、次年度以降は、変更の可能性もあります。

自治体	実施時期	対象者	実施方法
中野区	2年生か3年生の現場実習時	卒業後、就労継続B型事業所を希望する人	<ul style="list-style-type: none"><li>・就労継続B型と就労移行の両方をもっている多機能型事業所で現場実習をする場合、就労移行でアセスメントをとる日程も設定します。</li><li>・多機能型でない就労継続B型での現場実習を希望する場合は、就労アセスメントをとるために就労移行での実習を設定します。</li></ul> ★就労アセスメントの受給者証は必要ありません。
新宿区	3年生の12月～2月中	卒業後の就労継続B型事業所の利用先が決まった人	<ol style="list-style-type: none"><li>①希望する就労移行支援事業所で行うか、区からわーくすここからエールに依頼して行う。</li><li>②就労移行支援事業所が就労継続B型事業所での実習中に出向き、就労アセスメントをとる。</li></ol> 上記の①、②どちらかを選んで実施します。 ★就労アセスメントの受給者証は必要ありません。

## 相談支援事業について

既に福祉サービス（短期入所や放課後等デイサービスなど）を利用している方は、「障害児支援利用計画案」（18歳以上になると「サービス等利用計画案」）を相談支援事業所で作ってもらう必要があるため、既に相談支援事業所と契約してやり取りをしているかと思います。相談支援事業所は「利用計画案」という書類を作ってくれるだけでなく、日々の暮らしについての相談にもものってくれるところです。「悩みを解決するためには〇〇というサービスを使うと良いですよ」だったり、時間の遣い方へのアドバイスなど、一人一人に即したお話をしてくれます。相談支援事業所以外にも、地域の生活支援センターも同様に相談事を聞いてくれます。福祉行政の窓口としては福祉課・福祉事務所もありますが、福祉課・福祉事務所に直接行く前に、相談支援事業所や地域の生活支援センターを訪ねてみる方が身近で話がしやすいかもしれません。

福祉サービスの利用をしていなくても、相談支援事業所とのつながりをもてると良いですし、「相談」というほどではない、「はっきりとはしていないけれど、もやもやとした困りごとや不安な気持ち」を地域の生活支援センターは受けてくださいますので、顔をだしてみると良いかと思います。